

平成30年度第1回防府市福祉有償運送運営協議会 会議録概要

日 時：平成31年2月7日（木）午後2時から午後2時40分

場 所：防府市身体障害者福祉センター 会議室

事前配付資料の確認

協議概要（次第「1 挨拶」、「2 自己紹介」、「3 会議の公開及び会議録の作成・公表」）は省略

4. 議事

4-（1）更新登録申請について

事務局説明

福祉有償運送は道路運送法第78条第2号、同法施行規則第49条第1項第3号に基づき行われる旅客の運送で、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、個別輸送を行うもの。

運送の登録は有効期間が定められており、登録の更新を行おうとするものは、以下の事項が必要。

- ・同法第79条の6の規定による、運輸支局の更新登録
- ・同法施行規則第51条の7に規定する、市町村長または都道府県知事が主催する運営協議会において当該運送について協議が調っていること。

運営協議会での協議事項及び合意事項

協議事項：①有償運送の必要性②旅客から収受する対価③運送の区域④旅客の範囲

合意事項：①有償運送の必要性②旅客から収受する対価

事務局説明

申請者：桑陽病院腎友会。道路運送法第79条の4第1号から第4号までの欠格事項に該当しないこと確認済。

運送の区域：道路運送法施行規則第51条の4の規定により、協議会が設置されている防府市内。

旅客から収受する対価：初乗り1キロまでは100円、以降1キロごとに100円を加算し上限を800円。

複数乗車：あり

旅客の範囲：同法施行規則第49条第1項第3号の（イ）に規定する身体障害者。

使用車両：持込車両のセダン車1台。

運転者：第1種免許所持者2名。福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習受講終了。

損害賠償措置：対人、対物ともに無制限保障の保険に加入。

運行管理等：運行管理・整備管理の各責任者と代行者、事故対応者、苦情処理の責任者・担当者を選任。

申請者

桑陽腎友会の福祉有償運送に関する事務手続きを手伝っている、桑陽病院の関連会社の桑陽商事(株)。腎友会の手続きを代行している。

申請書のとおり、福祉有償運送の詳細は2年前の申請時と大きな変化はない。現在の利用者は20人で、全員福祉有償運送を利用しなければ通院が出来ない方である。引き続き承認をお願いしたい。

4－（１）－１ 質疑

委員

車両の名義が桑陽商事であることから、保険の名義も桑陽商事だと思われるが、これは桑陽病院腎友会が運転する場合についても保険が適用になるのか。

申請者

直接確認はしていない。

委員

前回登録時に確認しているだろうが、名義が違っていると保険が適用されないケースがあるので注意が必要である。もう一点、対象者は前回も20人であったか。

申請者

前は23人だった。利用者の状況は変わりやすく、入院や死亡による人数の変動がある。20人というのは今現在の利用者数となる。

委員

運転手から、送迎をする中で困ること等の話は出ていないか。

申請者

透析後は看護師が病院の外まで付き添いをする等の配慮もしているので、今のところ運転手から困っているという話は出ていない。

委員

車椅子の方は、ドア・ツー・ドアで家の中まで送迎するのか。

申請者

利用者に車椅子の方はいない。車の乗り降りが出来る方を対象にしている。ふらつきや下肢の筋肉の低下がある方については、病院に到着する時間帯が分かっているので、看護師が車椅子で迎えに行く。透析が終わった後も同じように対応している。

議長

以上で、桑陽病院腎友会のヒアリングを終了する。審議結果については後日文書にて通知する。審議は、承認の可否に関わるため、非公開。申請者退出。

以下、非公開部分

以上、非公開部分

議長

全員の承認により、協議が調ったこととさせていただく。今後、申請者宛に「協議が調ったことを証する書類」を交付する。

4－（２）その他

事務局

今後の協議会の開催について、新規事業開始申請や更新申請時に協議会を開催し、その他軽微な変更や報告のみの場合には書面による報告とする。また、今後福祉有償運送の新規申請がある場合、現に福祉有償運送を行っている桑陽病院腎友会も第６号の委員として協議会に加わる。

委員の任期は平成３１年７月となっているので、改選に合わせて障害者団体への委嘱等、委員構成の見直しを検討している。

以上により、議事終了。